

# 玉川上水・放射 5 号線周辺地区 まちづくり計画

平成 28 年 6 月

杉並区

## 目次

<b>1 まちづくり計画の策定に当たって</b>	
(1) 策定の背景	1
(2) これまでのまちづくりの主な取組	1
<b>2 まちづくり計画の目的と位置付け等</b>	
(1) 目的	2
(2) まちづくり計画の対象区域	2
(3) 杉並区まちづくり基本方針における位置付け	3
<b>3 まちづくり計画の対象区域の現状・課題</b>	
(1) 対象区域の土地利用の現状	4
(2) 対象区域内の都市計画（都市施設等）	5
(3) まちづくりの課題とその解決に向けた取組	6
<b>4 まちづくり計画の体系とまちの将来像</b>	
(1) まちの将来像	7
(2) まちづくり計画の体系	7
(3) 個別方針	9
①ゾーンごとの土地利用方針	9
②各ゾーンに共通のテーマごとのまちづくり方針	13
<b>5 具体的取組</b>	
(1) 都市計画の決定・変更	16
①地区計画の策定	
②用途地域の変更	
③高度地区の変更	
④土地区画整理事業を施行すべき区域の一部変更（削除）	
⑤一団地の住宅施設の廃止	
(2) 区の制度・事業の活用	16
①狭あいな道路の整備促進	
②緑化の推進	
③良好な景観の形成	
<b>6 具体的取組の実施スケジュール</b>	17
<b>7 まちづくりの進め方</b>	18

## 1 まちづくり計画の策定に当たって

### (1) 策定の背景

東京都市計画道路放射第5号線（以下「放射5号線」という。）（久我山地区）の整備区域の周辺には、低層の住宅地が広がっている。また、整備区域の南側には、都営住宅や学校、企業等の大規模敷地が集積している。

東京都は、区部と多摩地域を結ぶ重要な幹線道路である放射5号線の整備に当たり、国の史跡である玉川上水の保全や沿道環境に配慮した幹線道路（以下「環境配慮型の幹線道路」という。）を目指している。

### (2) これまでのまちづくりの主な取組

放射5号線（久我山地区）の事業認可を契機とした様々なまちづくりの取組の主な経緯は、下表のとおりである。

平成16年3月	杉並区長から東京都へ「住民参加・協働による協議会を設けること」を要望
平成16年11月	地域住民、東京都、杉並区からなる「放射第5号線事業推進のための検討協議会」設置
平成19年3月	「放射第5号線事業推進のための検討協議会」は、検討及び協議してきた結果を報告書としてまとめる
平成20年6月	地域住民主体の「玉川上水・放5周辺（久我山地区）まちづくり協議会」設置
平成22年7月	「玉川上水・放5周辺（久我山地区）まちづくり協議会」が、杉並区に対してまちづくり構想を提出
平成27年 1月～7月	玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり意見交換会開催（7テーマごと全9回開催）
平成27年8月	玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくりオープンハウス開催（7テーマごとの意見交換会のまとめ）
平成28年1月	玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり意見交換会開催（まちづくり計画（中間のまとめ）・都市計画（素案））
平成28年2,3月	玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくりオープンハウス開催（まちづくり計画（中間のまとめ）・都市計画（素案））
平成28年5月	玉川上水・放射5号線周辺地区説明会開催（まちづくり計画（案）・都市計画（原案の案））
平成28年6月	玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくりオープンハウス開催（まちづくり計画（案）・都市計画（原案の案））

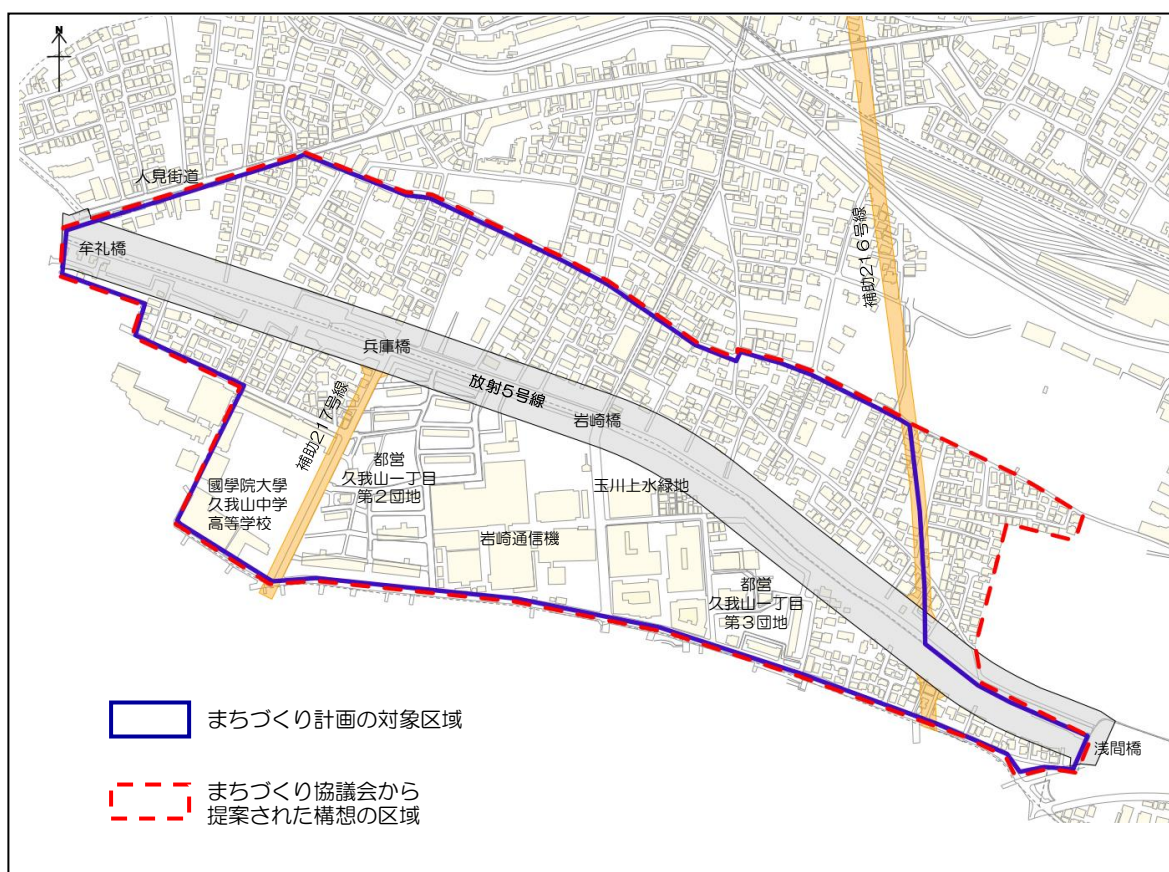
## 2 まちづくり計画の目的と位置付け等

### (1) 目的

環境配慮型の幹線道路の整備に伴う周辺地域の環境変化等に対応するため、新たな道路環境に即した適正な土地利用や沿道周辺地区の課題に対応した一体的・総合的なまちづくりを進める必要がある。そこで、「杉並区まちづくり基本方針」等の区の方針や計画を踏まえ、地区計画制度の活用を柱とする「玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり計画」を策定し、放射5号線の沿道等の適正な土地利用や良好な景観形成、安全・安心等の総合的なまちづくりに取り組む。

### (2) まちづくり計画の対象区域

まちづくり計画の対象区域は、「玉川上水・放5周辺（久我山地区）まちづくり協議会」から提案されたまちづくりの検討区域を基本に、以下のとおり設定する。



### (3) 杉並区まちづくり基本方針における位置付け

杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）（平成25年8月）における、まちづくり計画の対象区域の位置付けは以下のとおりである。

#### ■放射5号線整備（牟礼橋～浅間橋）に伴う沿道

第5章 地域別方針（6 高井戸地域）

1 都市計画道路の整備推進と沿道景観の形成

1-2 玉川上水を活かした放射5号線等の沿道景観の形成

放射5号線（牟礼橋～浅間橋）整備に伴う沿道については、防災環境の向上や地区計画による景観形成、周辺の住環境に配慮した高さ制限などのきめ細かな土地利用の誘導を行い、中層住宅を中心とする良好な市街地の形成を図ります。（P. 93）

#### ■土地区画整理事業を施行すべき区域

第5章 地域別方針（6 高井戸地域）

4 生活道路網の整備による低密度住宅地の形成  
4-2 街区基盤の整備による落ち着きのある住宅地の形成

土地区画整理事業を施行すべき区域に指定されている「旧緑地地域」については、南北方向の都市計画道路の整備検討にあわせて、地区計画制度の活用などによる面的な生活道路網の形成を検討し、一戸建てを中心とした落ち着きのあるみどり豊かな低密度住宅地の形成を図ります。（P. 95）

#### ■玉川上水

第4章 総合方針（5 みどりと水のまちづくり方針）

5 みどりと水のネットワークの形成

5-3 みどりと水の空間軸づくり

妙正寺川、旧井草川、旧桃園川、玉川上水を「みどりと水のプロムナード軸」として位置づけ、安全で快適なみどりのプロムナードの形成を図ります。（P. 52）

#### ■一団地の住宅施設

第5章 地域別方針（6 高井戸地域）

4 生活道路網の整備による低密度住宅地の形成  
4-1 計画的な生活道路のネットワーク化による落ち着きのある住宅地の形成

都営久我山アパートの建替えについては、玉川上水沿いのみどりあふれる歩行者空間の整備と連携しながら、魅力ある景観形成に貢献する計画的な土地利用が行われるよう誘導します。（P. 95）

#### ■玉川上水沿い周辺

第4章 総合方針（6 景観まちづくり方針）

1 景観法を活用した景観づくりの推進

1-1 地区特性に応じた景観づくり

1-1-1 景観形成重点地区

東京都景観計画における景観基本軸の区域である神田川沿い周辺及び玉川上水沿い周辺に加えて、善福寺川沿い周辺と妙正寺川沿い周辺を水とみどりの景観形成重点地区として指定し、建物の配置や規模、色彩、意匠など、水とみどりが一体的に連続する景観に即した建築物等の建築を誘導することなどにより、季節感とうるおい及び地域の歴史が感じられる景観形成を図ります。（P. 56）

第5章 地域別方針（6 高井戸地域）

4 生活道路網の整備による低密度住宅地の形成

4-2 街区基盤の整備による落ち着きのある住宅地の形成

水とみどりの景観形成重点地区に指定されている玉川上水沿いや神田川沿いの住宅地については、制度の適切な運用や生活道路の整備により、みどり豊かで景観に優れたゆとりある低密度住宅地として保全・育成を図ります。（P. 95）

#### ■都市計画道路

第4章 総合方針（3 道路・交通体系整備方針）

1 体系的な道路網の整備

1-1 幹線道路等の整備

1-1-1 骨格道路網の形成（都市計画道路の整備）

区内の都市計画道路について、南北方向の道路交通強化への対応や地震等の災害時の避難場所へのアクセス確保などの防災機能の強化、道路と鉄道の立体交差化など多面的な観点から、整備促進の必要性を総合的に考慮し、補助61号線（井の頭通り～環状七号線）、補助132号線（青梅街道～神明通り）、補助133号線（杉並区役所～五日市街道）、補助216号線（放射5号線～（仮称）都立高井戸公園）、補助221号線（環状七号線～中野区境）、補助227号線（高円駅～早稲田通り）、東鉄10付6号線及び東鉄10付9号線（都市高速鉄道（京王線）の連続立体交差事業に伴う附属街路）の8路線を重点路線と位置付け、国、都等の関係者と協議、調整、役割分担のうえ、優先的に整備を促進します。（P. 34）



### 3 まちづくり計画の対象区域の現状・課題

#### (1) 対象区域の土地利用の現状

- 対象区域の大部分は第一種低層住居専用地域であることから、低層の戸建住宅や共同住宅等の住居系の土地利用が図られている。これらの敷地は、区内の戸建住宅の敷地面積の平均値(138.4㎡(平成25年度現在))を上回るものが多いが、近年、開発行為による敷地の細分化の事例が見受けられる。
- 玉川上水の南側には大規模敷地が多く集積し、準工業地域に指定された区域には事務所や工場等が立地している。また、その近傍には、現在、建替え中の都営住宅((仮称)都営久我山一丁目第2団地、(仮称)都営久我山一丁目第3団地)、学校施設が立地している。
- 京王井の頭線久我山駅から玉川上水に続く区道2106号線の沿道には、地域に根差した商店街が形成されている。



玉川上水緑道



一般住宅地



大規模敷地

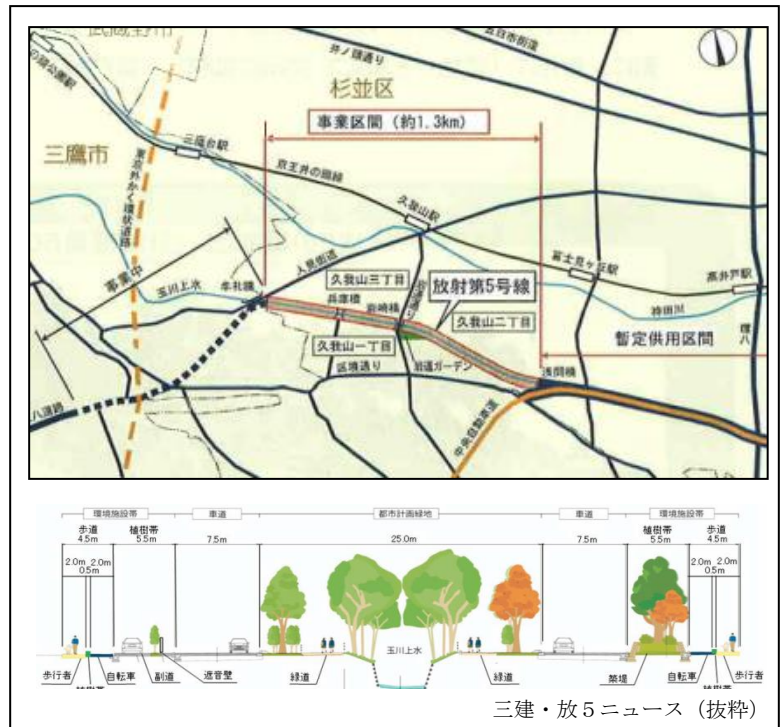


商店街

当地区の現状

(2) 対象区域内の都市計画（都市施設等）

- 放射5号線は、平成17年に都市計画事業認可が行われ、事業認可期間である平成29年度を目指して整備が行われている。



- 対象区域の東側・西側には、土地区画整理事業を施行すべき区域（旧緑地地域）

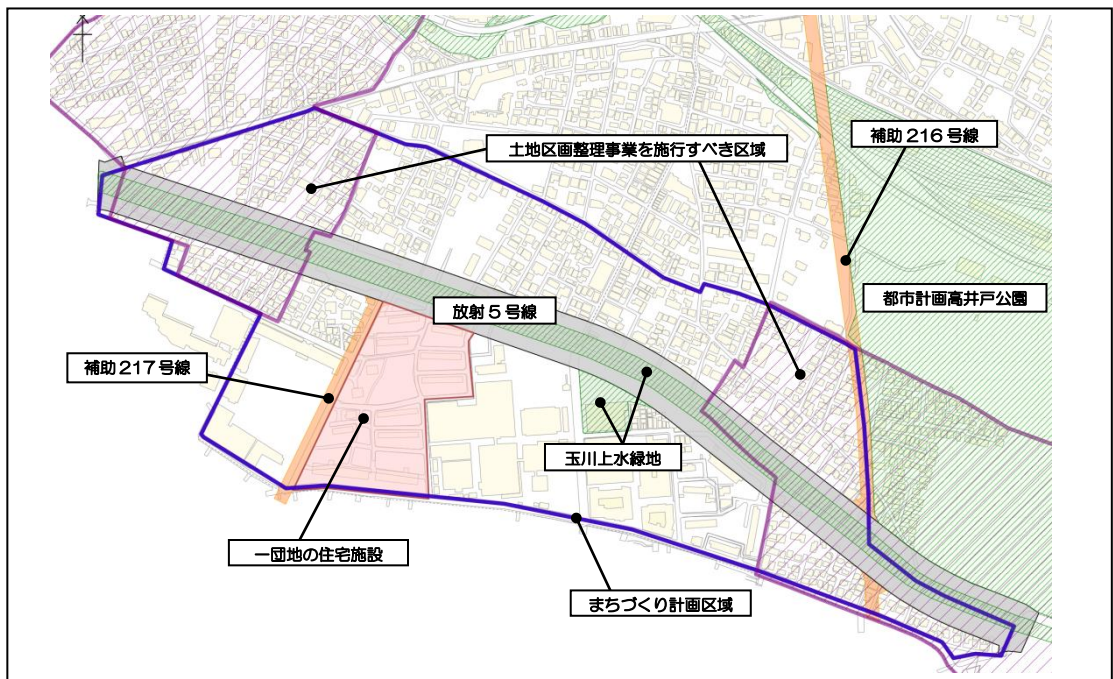
の指定が行われている。また、

放射5号線

放射5号線と交わる形で、都市計

画道路補助216号線、補助217号線が都市計画決定されている。

- 都市計画・玉川上水緑地については、平成26年3月、既存の樹林地等を含める形で都市計画決定（変更）されている。



都市施設図

### (3) まちづくりの課題とその解決に向けた取組

#### ○ 沿道環境の変化への対応

- ・ 環境配慮型の幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図るとともに、玉川上水のみどりと調和した景観形成や緑化の推進、沿道の後背に広がる住宅地の住環境に配慮した土地利用の誘導を図る。

#### ○ 後背住宅地の土地利用

- ・ 放射5号線沿道の後背に広がる住宅地は、脆弱な道路基盤を背景に建ぺい率・容積率は低く設定されている。放射5号線が整備されることで対象区域内の区域面積に対する道路面積の割合（以下「道路率」という。）が一定程度向上することから、住環境の維持・創出と併せて土地利用のあり方を検討する。

#### ○ 大規模敷地の土地利用

- ・ 放射5号線の南側に集積する大規模敷地については、玉川上水や周辺の住環境との調和はもとより、まとまった空地や緑地の確保、歩行空間の充実等、地域のまちづくりに配慮した土地利用とする。

#### ○ 狭あいな道路の解消

- ・ 対象区域内には狭あいな道路（道路幅が4m未満の道路）が多く存在し、緊急車両の通行が困難等の支障があるため、放射5号線整備を契機に、狭あいな道路の拡幅整備を促進し、地域の安全性や防災性の向上を図る。

#### ○ 接道部緑化等の推進

- ・ 放射5号線は、その中央部に玉川上水を含む都市計画緑地（幅員25m）を整備する計画である。こうしたみどりの連続性が織り成す景観を活かし、放射5号線沿道をはじめとする周辺地区の緑化を推進することで、玉川上水のみどりと調和した魅力的な景観形成に取り組む。



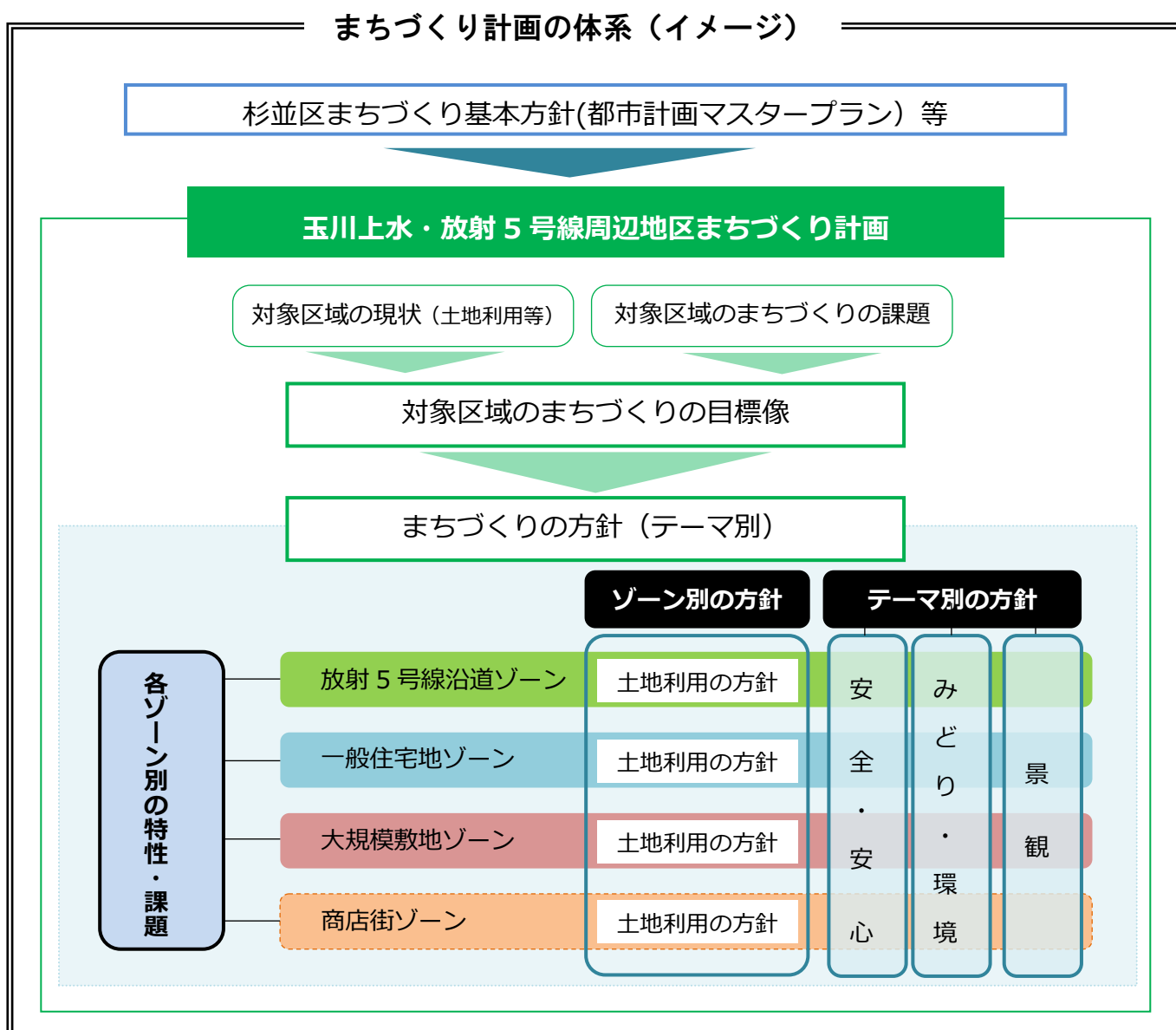
#### 4 まちづくり計画の体系とまちの将来像

##### (1) まちの将来像

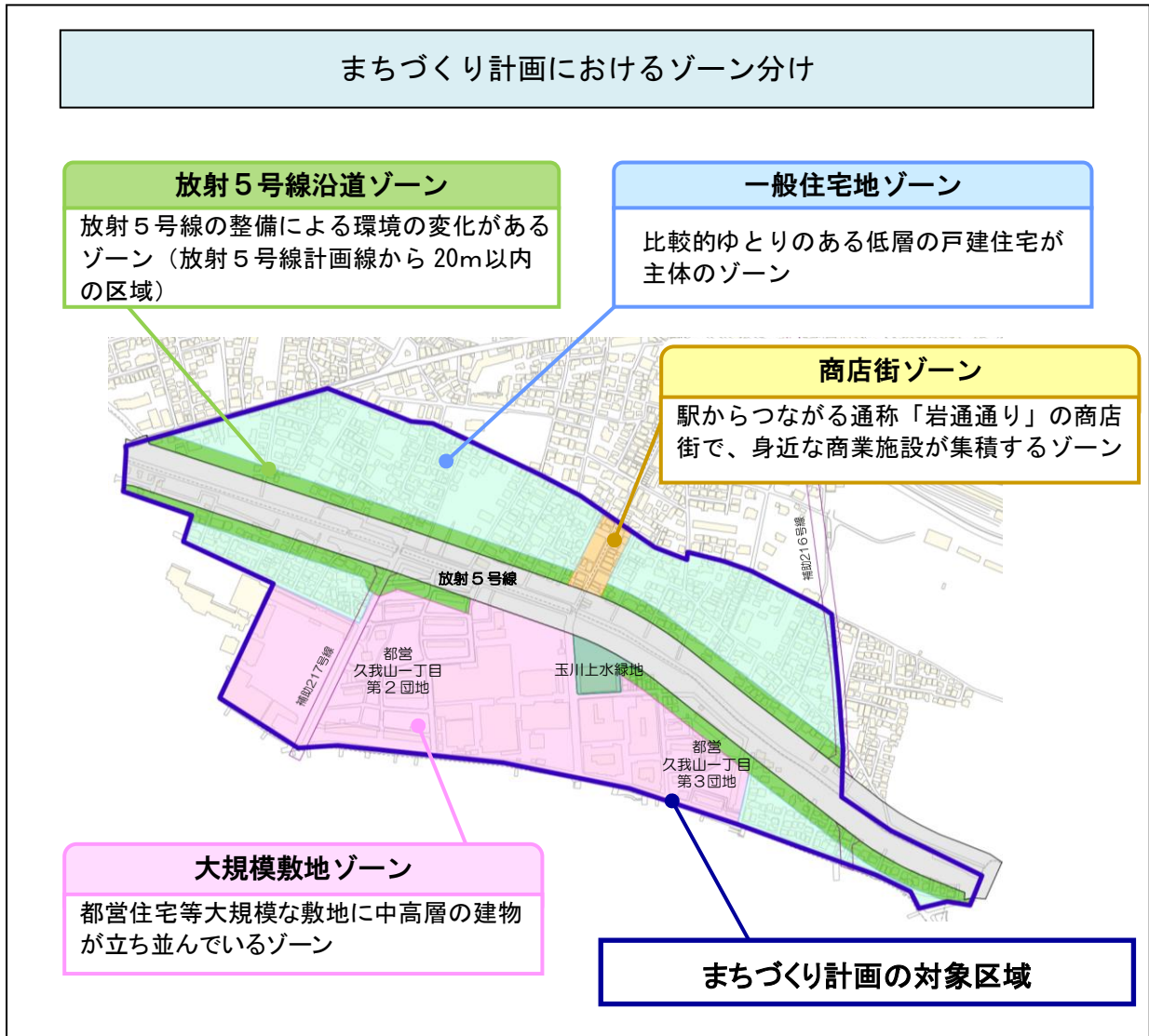
- 対象区域の現状や課題を踏まえ、まちの将来像を次のように定める。

[まちの将来像]  
 ~放射5号線の整備を契機とした周辺まちづくり~  
 玉川上水のみどりを活かし、住環境と交通環境が調和したまち

##### (2) まちづくり計画の体系



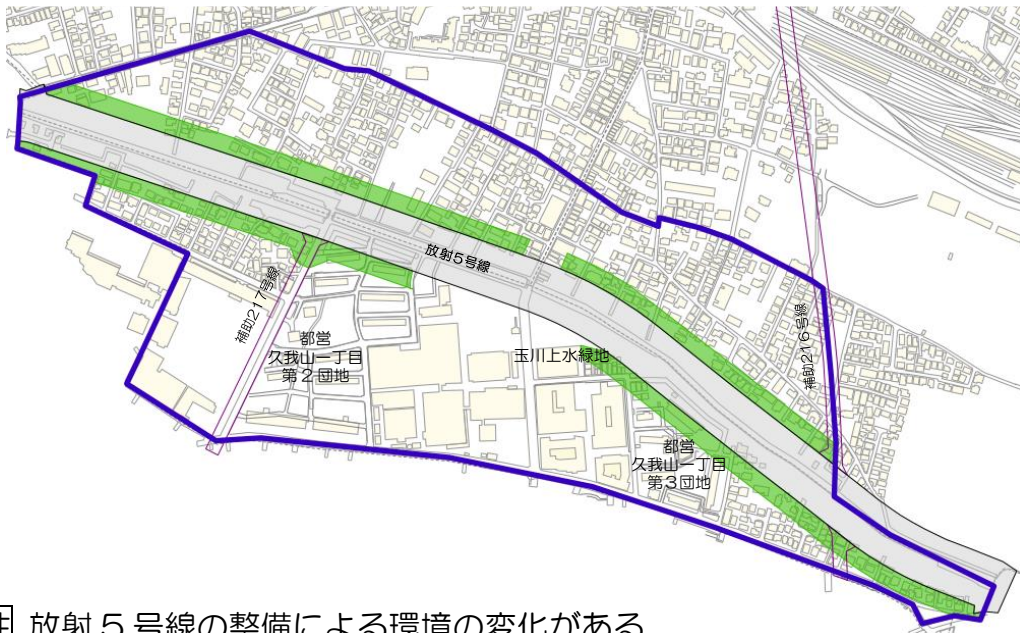
- 対象区域は、現在の土地利用状況や放射5号線整備に伴う環境変化への対応等を踏まえ、放射5号線沿道ゾーン、一般住宅地ゾーン、大規模敷地ゾーン、商店街ゾーンの4つに区分し、各ゾーンの特性に応じたゾーン別の土地利用方針と、各ゾーンに共通する「安全・安心」「みどり・環境」「景観」のテーマ別のまちづくり方針を定める。



### (3) 個別方針

#### ① ゾーンごとの土地利用方針

##### ○放射5号線沿道ゾーン



**特性** 放射5号線の整備による環境の変化がある

**取組の基本的方向性** 歴史やみどりのある玉川上水の環境に配慮して整備される幹線道路の沿道にふさわしいまちなみづくり

**目標** 良好な住環境を保ち、便利で快適に住み続けられるまち

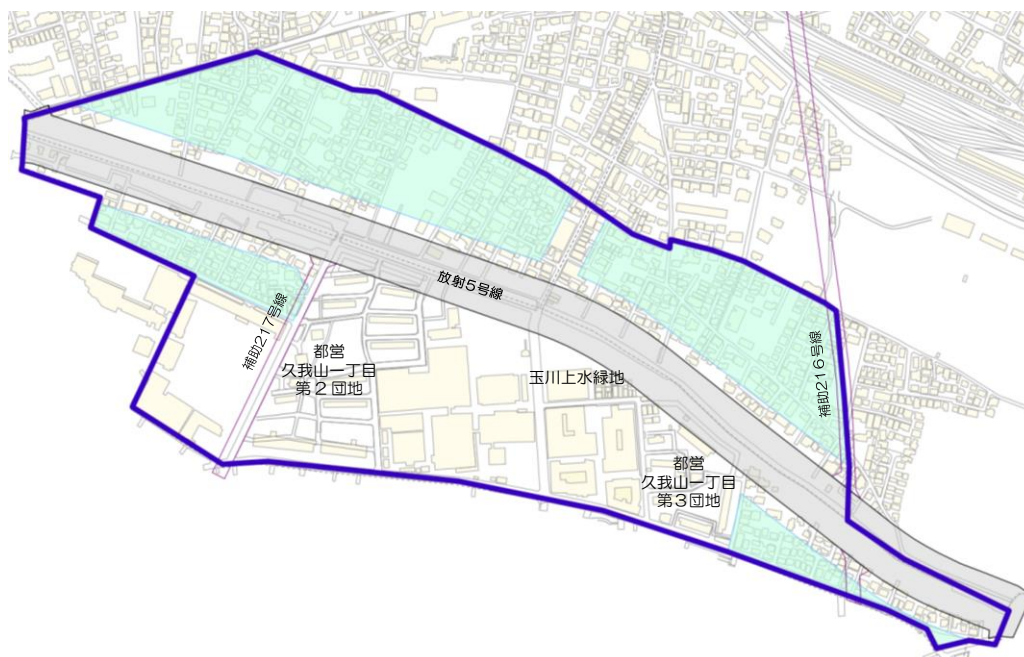
**方針** 環境配慮型の幹線道路の沿道にふさわしい、中層住宅を中心とする良好な市街地の形成を図る。

後背の住宅地や玉川上水のみどりと調和したまちなみを形成する。

**取組の方向性**

- 1 放射5号線沿道宅地での中層住宅等の立地や事業に協力された方の住宅再建を促すため、現在の用途地域の変更を検討する。
- 2 ゆとりある空間の確保等、良好な住環境を創出するため、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限を定める。
- 3 玉川上水や後背住宅地等の周辺環境との調和を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。

## ○一般住宅地ゾーン



**特性** 比較的ゆとりのある低層の戸建住宅が主体のゾーン

**取組の基本的方向性** みどり豊かな住環境の維持と創出

**目標** 良好な低層住宅地の住環境を保ちつつ、快適に住み続けられるまち

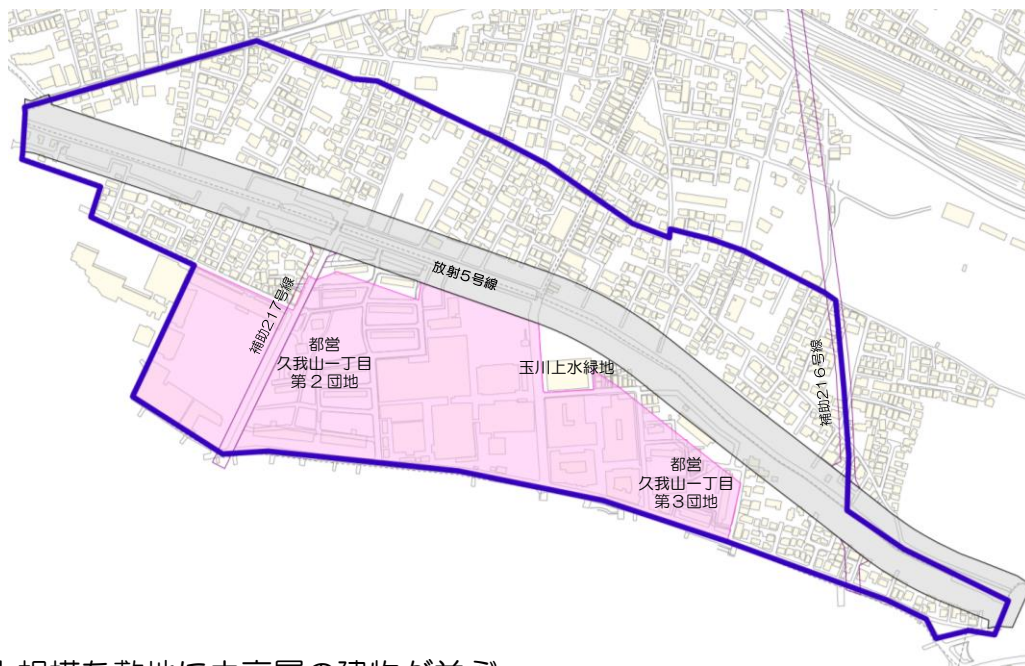
**方針** 低層住宅主体の現在の良好な住環境を維持しつつ、より快適で安全な住環境の創出を図る。

### 取組の方向性

- 1 第一種低層住居専用地域については、現在の良好な住環境の維持・創出を図るため、建ぺい率・容積率の見直しを検討する。
- 2 建物の密度が高くなること等を防止し、ゆとりある住環境を創出するため、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限を定める。
- 3 人見街道沿道等の第一種中高層住居専用地域では、久我山駅からのまちなみの連続性を踏まえつつ、周辺住環境との連続性も意識したまちなみを形成するために、現在の土地利用を基本に、景観形成や接道部緑化を進める。
- 4 ゾーンの東西に指定された土地区画整理事業を施行すべき区域は、道路率が一定程度向上するため、市街地形成の手法の変更（削除）を検討する。
- 5 周囲を第一種中高層住居専用地域に囲まれた低層住宅地は、周辺の住環境やまちなみと調和させるために現在の良好な住環境を維持しつつ、中層の住宅地となるよう用途地域の変更を検討する。



## ○大規模敷地ゾーン



**特性** 大規模な敷地に中高層の建物が並ぶ

**取組の基本的方向性** 周辺の低層住宅地や玉川上水のみどりとの調和、特別区道第2134-1号の歩行空間の創出

**目標** 玉川上水のみどりや周辺の住環境と調和したまち

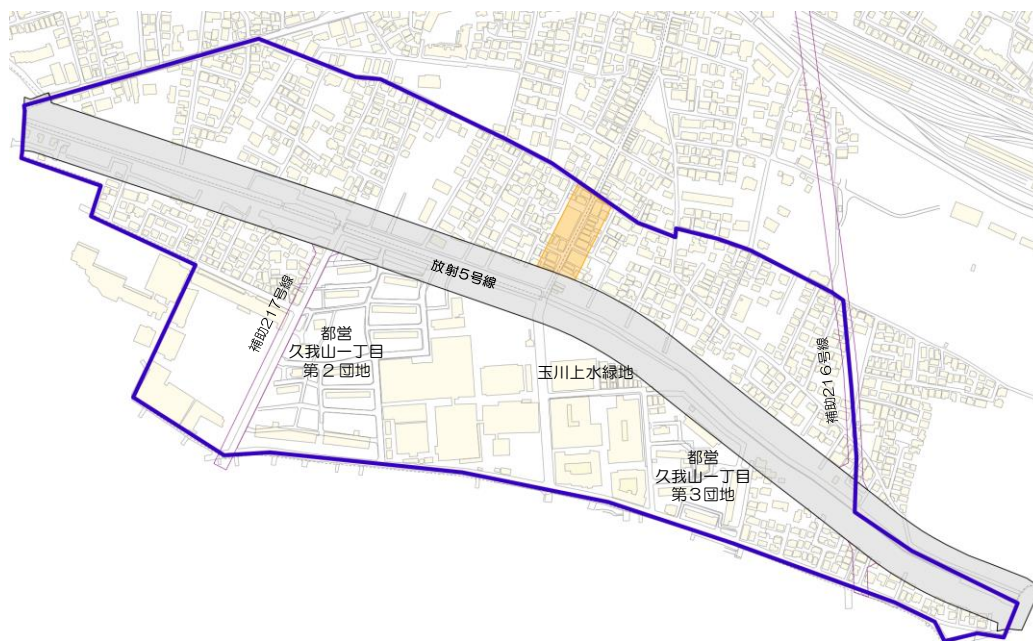
**方針** 都営住宅等で構成された大規模敷地については、各敷地の特性を踏まえつつ、その建替え等に際しては、玉川上水のみどりや周辺の住環境との調和に配慮し、地域に貢献するゆとりある空間等の創出を誘導する。

**取組の方向性**

- 1 玉川上水の樹木の高さや周辺住宅地の土地利用との連続性を意識したまちなみを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。
- 2 敷地内にゆとりある空間を創出するため、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限を定める。
- 3 建替え等に際しては、周辺の住環境との調和等の観点から、計画の初期段階から、地域関係者に説明を行うとともに、区との協議等を行うように事業者等に求める。
- 4 都営住宅は、玉川上水からつながる緑地や道路沿いの歩道状空地等、地域に貢献するゆとりの空間の創出につながる建替えを誘導するため、用途地域の変更等を検討する。
- 5 ゾーン内にある低層住宅地は、周辺の住環境やまちなみと調和させるために現在の良好な住環境を維持しつつ、中層の住宅地となるよう用途地域の変更を検討する。
- 6 三鷹市とまたがる敷地については、その動向を注視しながら、土地利用の方針を定める。



## ○商店街ゾーン



**特性** 駅からつながる岩通りの商店街で、身近な商業施設が集積するゾーン

**取組の基本的方向性** 周辺の低層住宅地や玉川上水のみどりとの調和、商店街からのにぎわいの連続性

**方針** 地域や周辺住民の交流の拠点となる久我山駅周辺の商店街からのにぎわいの連続性を踏まえながら、住宅及び商業の立体的な土地利用の推進を図る。

### **取組の方向性**

- 1 商店街の一部であることから、駅からのつながりを考え、関係者との協議を進める。

## ②各ゾーンに共通のテーマごとのまちづくり方針

### ○安全・安心

**特性** 道路幅員が4mに満たない道路が多く、安全な歩行空間が少ない

**取組の基本的方向性** 狭あい道路の拡幅と安全な歩行空間の確保

**目標** 道路環境が向上し、災害に対応できる安心して住めるまち

**方針** 狭あい道路の重点的な拡幅整備を図る。また、交差点のすみ切りや特別区道第2134-1号の歩道状空地を確保する。

#### **取組の方向性**

##### 1 安全・安心な道路環境を整備する。

(1) 道路の安全性や防災性を高めるため、日常生活に必要な生活道路の整備を行う。

① 重点的に整備する狭あい道路の路線を定め、建築物の建替え時以外においても道路を拡幅し、安全性や防災性の向上を図る道路整備を推進する。

② 塀の倒壊等による道路の閉塞を防止するため、垣又はさくの構造の制限を定める。

③ 見通しの悪い交差点等では、カラー舗装等の交通安全対策を検討する。

④ 放射5号線から生活道路への通過交通の流入を抑制する構造にすることを都に伝えるとともに、供用前後の交通状況を把握し、必要に応じて、通過交通対策を検討する。

(2) 見通しのよい交差点を整備し(すみ切り整備)、まちの安全性の向上を図るため、壁面の位置と工作物の設置の制限を定める。

(3) 地震等の災害時の避難場所への避難路の確保等の防災機能の強化のため、「東京における都市計画道路の整備の方針(第四次事業化計画)」で優先整備路線に位置付けられた都市計画道路補助216号線の事業化について検討する。

(4) 大規模敷地ゾーンについては、放射5号線で整備される歩行空間とつながる歩道状空地を確保し、歩行者の安全性を高める。また、商店街ゾーンは、関係者の意向を踏まえながら道路環境の改善を検討する。

(5) 歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用者が多い道路での放射5号線の自転車走行空間と連続した自転車通行空間の整備を検討する。

(6) 無接道敷地については、建築基準法第43条第1項ただし書きの運用を基本としつつ、通路の道路位置指定等の適法化や共同化による建替えを誘導する。

(7) 行き止まり道路部分から歩行者専用通路や広場を設け、行き止まりの解消を検討する。

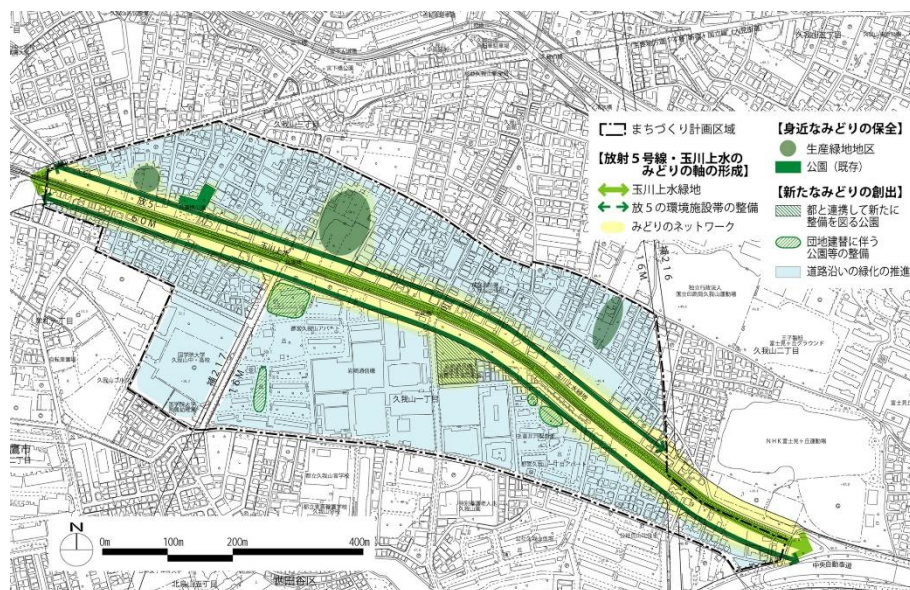
2 火災時の延焼を防止し、まちの安全性の向上を図るため、壁面の位置の制限を定める。

##### 3 防犯性の向上を図る。

(1) 見通しを確保することでまちの防犯性の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。

(2) 地域の防犯活動への支援や公共施設への防犯カメラの設置を検討する。

## 〇みどり・環境



**特性** 玉川上水や各住宅のみどりが豊かな地域

**取組の基本的方向性** 玉川上水や放射5号線の環境施設帯のみどりのさらなる広がり  
りと環境を考えたまち

**目標** 玉川上水等のみどりを活かし、住環境に潤いをもたらすみどり豊かなまち

**方針** 放射5号線沿道や生活道路沿道等の緑化を進める。

**取組の方向性**

### 1 地域に貢献するみどりの創出

放射5号線沿道ゾーンや一般住宅地ゾーンについては、壁面の位置の制限や垣又はさくの制限を定めるとともに、対象区域のみどりの連続性を確保する。

大規模敷地ゾーンについては、都営住宅等の建替えに際し、一定の規模の緑地や広場、公園（都営住宅）を確保する。また、都区の緑化基準を遵守するとともに、既存樹木（高木）は可能な限り保存する等、豊かなみどりの創出を求めていく。

### 2 良好な住環境の保全・創出

(1) 放射5号線整備に伴う騒音や大気汚染の状況について、定点的な観測をするために、装置の設置（旧・岩通ガーデン等）について、東京都に協力を要請する。

(2) 低炭素のまちづくりを進めるため、低炭素化促進の意義や必要性について普及啓発する。



## ○景観



放射5号線沿道のイメージ



一般住宅街のイメージ

**特性** 玉川上水の武蔵野の面影のある豊かなみどり

**取組の基本的方向性** 景観形成重点地区である玉川上水周辺のみどりと調和した統一感のある景観

**目標** 魅力的な景観が形成され、まちへの誇りや愛着が生まれ、住み続けたいまち

**方針** 玉川上水にふさわしい良好な景観を創出するため、建物や看板等に係る意匠の基準等を策定する。

### **取組の方向性**

- 1 玉川上水のみどりと調和した落ち着いたまちなみを創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
- 2 玉川上水やまちのみどりと調和したまちなみを創出するため、ゾーンの特性にきめ細かく対応した看板等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
- 3 商店街ゾーンでは、久我山駅からのつながりを重視した景観形成を検討する。
- 4 この地域に現存する史跡や歴史を将来に伝えるため、史跡・玉川上水や庚申塚・観音塚等を保全するとともに、史跡や歴史の普及啓発を行う。

## 5 具体的取組

### (1) 都市計画の決定・変更

#### ①地区計画の策定

- ・まちづくり計画を実現するため、都市計画法に定める地区計画制度を活用する。この制度は、まちの将来像を実現するため、まちづくりの目標や方針、地区整備計画（建築物の制限等）等を、区が都市計画として決定するものである。
- ・地区計画に定めた建築物の制限等が適用されるのは、建築物等の建替え時等である。
- ・地区計画は、届出・勧告を基本とする制度であるが、建築物の制限は、条例として定めることで、建築確認申請の確認対象項目となる。

#### ②用途地域の変更

- ・まちづくりの方針（土地利用）を実現するために、放射5号線沿道等の用途地域の変更を行う必要がある。用途地域は、都市計画法に定める地域地区の一つである。容積率や建ぺい率の変更も用途地域の変更に該当する。
- ・用途地域の変更に関する都市計画決定は東京都が行うが、その際、杉並区が決定する地区計画と併せて、まちづくり計画に定めるまちの将来像と一致した土地利用の実現を図る。

#### ③高度地区の変更

- ・放射5号線沿道ゾーンについては、地区計画策定及び用途地域変更と合わせて高度地区（区決定）の変更を行う。なお、日影規制値は、用途地域変更に伴い、変更となる。

#### ④土地区画整理事業を施行すべき区域の一部変更（削除）

- ・土地区画整理事業を施行すべき区域は、放射5号線の整備により、道路率が一定程度向上するため、地区計画策定と併せて、都市計画変更を検討する。

#### ⑤一団地の住宅施設の廃止

- ・都市計画法に定める一団地の住宅施設である都営久我山一丁目第2団地は、地区計画策定と併せて一団地の住宅施設を廃止する。

### (2) 区の制度・事業の活用

(1) の他、区の制度や事業の活用により、まちづくり計画の実現を図る。

#### ①狭あいな道路の整備促進

- ・改正後の「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」の施行を視野に、緊急車両の通行に必要な道路や通学路等安全上の課題が多い道路等、当該地区において重点的に整備する狭あい道路を選定する。
- ・まちづくりだよりの配布や意見交換会の実施により、地域住民等に丁寧に説明するとともに、戸別訪問を行い、事業内容を周知し、拡幅整備の協力を求める。



## ②緑化の推進

- ・区の緑化推進事業（緑化計画書の届出や助成事業、みどりのベルト事業等）を活用し、対象区域のみどりの連続性と接道部緑化を確保する。

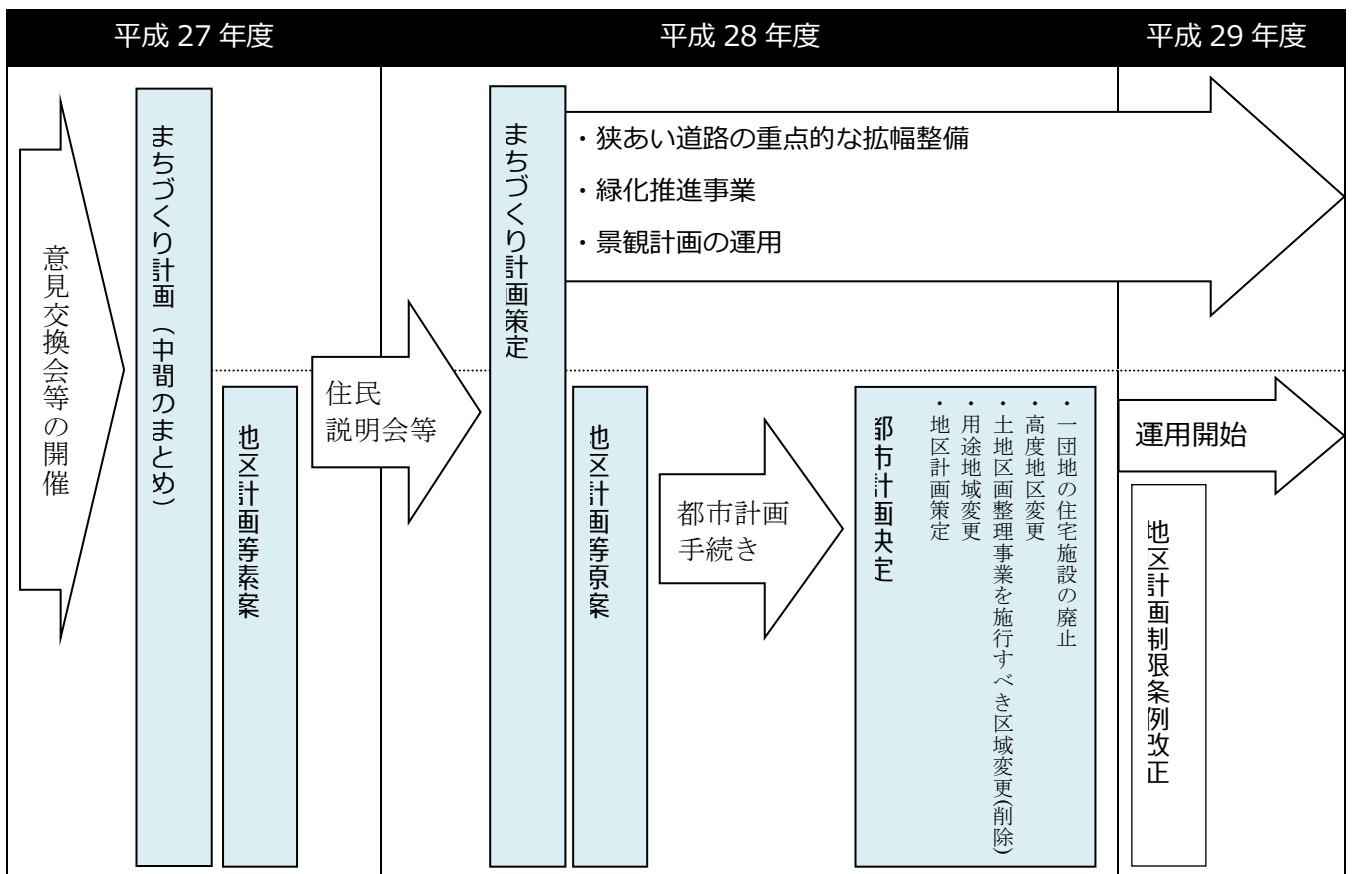
## ③良好な景観の形成

- ・杉並区景観計画の運用により、地区計画と併せて良好な景観形成に取り組む。

## 6 具体的取組の実施スケジュール

まちづくり計画は次のように、具体化を図り、その実現を目指すものとする。

- ・放射5号線の事業認可期間である平成29年度を見据え、各種都市計画の決定、変更を完了できるよう、手続きを進める。
- ・狭あい道路の重点的な整備については、地域の意見を聞きながら進める。
- ・緑化推進や地域の安全対策（防犯等）については、今後、地域での機運醸成を踏まえつつ、地域の自主的な活動の支援を検討する。



## 7 まちづくりの進め方

本計画の実現を図るために地域住民、事業者、行政の連携により、以下のようにまちづくりを進めていく。

- (1) 本計画に基づく具体的な地区計画等の策定や事業実施に当たっては、地域住民や事業者と十分に協議・調整を行いながら進める。
- (2) 東京都等の関係機関に対しても、まちづくりに対する協力を求めていく。
- (3) まちづくり計画に基づく地区計画策定等に当たり、情報誌等の発行による情報発信を通じた普及啓発に努める。
- (4) 地域発意によるまちづくり活動を支援するため、杉並区まちづくり条例に基づく活動支援の仕組みを活用する。
- (5) 都営久我山一丁目第2団地、第3団地については、今後、東京都の建替え事業の進捗状況を見据え、本計画に沿った事業となるよう東京都に要請する。
- (6) 現在、東京都が整備を進めている放射5号線について、区は、東京都と連携・調整を行い、円滑な事業実施に協力するとともに、供用後も本計画で定めた土地利用、安全・安心、みどり・環境等のまちづくりの方針に基づき、良好な沿道環境などの実現を目指す。
- (7) 狭あい道路の拡幅整備については、杉並区全体における喫緊の課題であるため、計画対象区域だけでなく、周辺地域も含めて検討していく。また、計画対象区域に隣接する久我山・富士見ヶ丘周辺では、放射5号線や都市計画高井戸公園等、まちづくりに関する事業が進められている。区では、こうした事業の動向を注視し適切な情報提供等に努めるとともに、当該地域におけるまちづくりの課題に対して、地域の方々の意見を伺いながら、的確に対応する。